仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領

(平成17年8月31日管理者決裁)

仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱(平成7年7月18日管理者決裁。以下「要綱」という。) 第3条及び第18条の規定に基づき、要綱の取扱要領を次のとおり定める。

(制限付き一般競争入札の対象とならない工事)

第1条 要綱第3条に規定する仙台市ガス事業管理者が別に定める工事は、単価契約に係る工事その他制限付き一般競争入札に適しない工事とする。

(様式)

- 第2条 制限付き一般競争入札に付する案件についての様式は、次のとおりとする。
 - (1) 入札前資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第1-1号〕 入札後資格確認用一般競争入札参加申請書〔様式第1-2号〕
 - (2) 類似工事の施工実績調書 〔様式第2号〕
 - (3) 配置予定の技術者に関する調書 〔様式第3号〕
 - (4) 工程計画表〔様式第4号〕
 - (5) 施工計画書 [様式第5号]
 - (6) 共同企業体に係る競争入札参加資格審査申請書〔様式第6号〕
 - (7) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格確認通知書〔様式第7号〕
 - (8) 入札後資格確認用一般競争入札参加資格審査結果通知書〔様式第8号〕
 - (9) 理由説明請求に対する回答書 〔様式第9号〕
 - (10) 入札前資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 10-1号〕 入札後資格確認用一般競争入札参加資格喪失等通知書〔様式第 10-2号〕
 - (11) 制限付き一般競争入札用質疑応答書〔様式第 11 号〕
 - (12) 工事費構成費目內訳書(予定価格 1 千万円以上 5 億円未満)〔様式第 12-1 号〕 工事費構成費目內訳書(予定価格 5 億円以上WT O基準額未満)〔様式第 12-2 号〕 工事費構成費目內訳書(WT O案件)〔様式第 12-3 号〕

附則

この要領は、平成17年9月1日から実施する。

附 則(平成18年11月28日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成18年12月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の低入札価格調査要綱実施要領は、この改正の実施の日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月9日改正)

(実施時期)

この改正は、平成19年8月10日より実施する。

附 則 (平成20年1月25日)

(実施期日)

1 この改正は、平成20年1月28日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成20年1月28日以後に発注手 続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例によ る。

附 則 (平成 20 年 10 月 31 日)

(実施期日)

1 この改正は、平成20年11月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成20年11月1日以後に発注 手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例に よる。

附 則(平成21年4月1日)

(実施期日)

1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成 21 年 4 月 1 日以後に発注 手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例に よる。

附 則 (平成 27 年 4 月 24 日)

(実施期日)

1 この改正は、平成27年4月24日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、平成27年4月24日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日)

(実施期日)

1 この改正は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領は、この改正の実施の日以後に一般 競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当 該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、平成29年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の仙台市ガス局制限付き一般競争入札実施要綱取扱要領の規定は、この改正の実施の日以後 に仙台市ガス局契約規程第5条の規定による一般競争入札に係る公告が行われる契約について適用 し、同日前に公告が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日改正)

この改正は、平成30年4月1日から実施する。

附 則(平成31年4月15日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和元年5月1日から実施する。